

代議員の選出に関する内規

1. 役員選考委員会は、年度末（もしくは年度始め）の代議員会に選任候補案を提案できるように協議する。
2. 会則の第13条に定める代議員の選任の人数は、当分の間、つぎのとおりとする。
 - (1) 年度代表代議員
原則として、人間学部、国際文化学部などの新学部が開設された平成4（1992）年度の入学生が卒業した平成8（1996）年度以降の卒業生を対象とし、年度ごとに3名以内（大学院を含む）の代議員を選任する。
 - (2) 支部・部会代表代議員
 - ① 国内の地域支部
会員数100名未満（1名）
会員数100名以上500名未満（2名）
会員数500名以上1000名未満（3名）
会員数1000名以上2000名未満（4名）
会員数2000名以上（5名）
なお海外支部は、会員数にかかわらず1名の代議員を選出する。
 - ② 職域部会
会員数100名未満（1名）
会員数100名以上（2名）
 - ③ 学域部会
会員数100名未満（1名）
会員数100名以上（2名）
 - (3) 会長が推薦する代議員は、5名以内とする。
3. 代議員選任候補の選出方法は、原則として文書によるものとする。ただし必要に応じてメールなどのSNSによることもできる。
4. 任期途中の欠員補充は、役員選考委員会で協議し、代議員会の承認を得るものとする。
5. この内規の改廃は、代議員会の議を経るものとする。
6. この内規は、令和5（2023）年4月1日から施行する。